

## IASB ED (IAS39/IFRS9) 概要

### デリバティブの契約更改とヘッジ関係の継続（CCP 移行に伴うヘッジ中止要件の緩和）

- 1) IASB は 2013 年 2 月 28 日に、IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」及び関連する IFRS 第 9 号「金融商品」におけるヘッジ会計部分に関する ED を公表した。
- 2) 本 ED は、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ契約の相手方が新たな法律又は規制の導入を受けて集中化された相手方（CCP）に契約更改される場合に、一定の要件を満たせば例外的にヘッジ関係中止要件に該当しないことを提案している。
- 3) 本修正の発効日は 2013 年 1 月 1 日。
- 4) コメント期限は 2013 年 4 月 2 日。

#### 1. 経緯

- 1) IAS 第 39 号では、ヘッジ手段が失効、売却、終了、又は行使されたときに、ヘッジ会計を中止することを要求している。（BC2 項）
- 2) 現在、世界各国・領域において、G20 の要請によりデリバティブの決済先を CCP に変更・集中する制度対応が行われてようとしている。かかる状況下、IASB は関係者から、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ契約の相手方が新たな法律又は規制の導入を受けて集中化された相手方（CCP）に契約更改される場合に、ヘッジ会計の中止要件に該当するかどうかを明確にするようにとの緊急の要請を受けた。（BC3 項）

#### 2. IASB での検討

- 1) デリバティブの決済先を CCP に変更することは当該デリバティブの認識の中止要件を満たすため、現行基準のままでは、ヘッジ会計の中止要件を充足してしまう。（BC5 項）
- 2) 実態的に同デリバティブをヘッジ手段として引き続き使用する場合でも、ヘッジ会計上は、同デリバティブを従前のヘッジ関係から一旦外し（中止）改めて新規のヘッジ関係を再指定する必要性が生じることになる。しかし、ヘッジ関係の中止 再指定を行うと、（同デリバティブは再指定時には At The Market でないため）再指定された新ヘッジ関係において非有効が増大する可能性があるという点を懸念した。（BC6 項）
- 3) IASB は、このような条件変更はヘッジ関係の継続として扱った方が財務諸表の利用者に有用な情報となることを確信した。また、CCP への契約変更は、G20 の要請を受け、世界各国・領域に新たな法律又は規制によって行われること等に留意した。（BC7-8 項）
- 4) そこで、デリバティブ契約の相手方が CCP に変更されるような契約更改が新たな法律又は規制により強制され、かつ、一定の条件を充足した場合に限って、ヘッジ会計を中止しなくてよいという措置を講じることにした。（BC9 項）
- 5) 本修正は近く公表予定の IFRS 第 9 号に対しても適用する。（BC10 項）

3. 修正内容

1) ヘッジ会計中止要件の緩和（質問１，２関連）

以下の全てに該当する場合、かつ、その場合にのみ、ヘッジ手段の契約更改は、ヘッジの失効又は終了とはならない。

- a) 契約更改が法律又は規制により要求されている。
- b) 契約更改の結果、集中化された相手方（「清算機関」と呼ばれる場合がある）が契約更改後のデリバティブの当事者のそれぞれにとっての新たな相手方となる。
- c) 集中化された相手方への契約更改により生じた契約更改後のデリバティブの条件の変更が、契約更改後のデリバティブの条件を実行するために必要なものに限定されている。このような変更は、当該契約が当初から集中化された相手方と行われていたとした場合に予想されたであろう条件と整合的なものに限定される。こうした変動には、契約更改の結果としての契約更改後のデリバティブの担保の要求の変更、集中化された相手方との債権債務残高を相殺する権利、集中化された相手方から課される料金などが含まれる契約更改が、法令又は規制により要求されている。

2) 本修正は近く公表予定の IFRS 第 9 号にも適用する。（質問 3 関連）

3) 修正案の要件を満たす契約更改によりヘッジ会計を中止しない場合に、別段の開示を要求しない。（質問 4 関連）

4) ヘッジ手段の契約更改から生じたヘッジ手段の公正価値変動があれば、契約更改後のデリバティブの測定、及び、ヘッジ有効性の測定に含めなければならない。

5) 経過措置

- a) 20xx 年（本修正の公表年）1 月 1 日以後開始する事業年度に適用する。
- b) 早期適用は認められる。

4. コメント期間

コメント期限は 4 月 2 日（コメント期間は 30 日）